男女共同参画社会の実現をめざす 条例の制定に向けての基本方向 - 提言 -

春日井市男女共同参画懇話会

平成14年12月

目 次

はじめに ・・・・						1
第1 条例の名称につ	ハて ・・・			• •		2
第2 前文・・・・						3
第 3 目的 ・・・・						4
第 4 定義 ・・・・						5
第 5 基本理念 · ·						6
第6 責務・・・・						8
第7 男女共同参画を	阻害する行為	の禁止 ・				10
第8 公衆に表示する	情報への配慮	• • • •				11
第9 基本計画の策定	及びその他の	基本施策				12
1 基本計画の策策	₹					
2 施策の策定に当	áたっての配	慮				
3 参画機会の拡力	て及び積極的	改善措置				
4 市民及び事業者	首の理解を深	めるための	措置			
5 市民及び事業者	首の活動に対	する支援				
6 調査研究						
7 推進体制の整備	前					
8 実施状況の公表	₹					
第10 男女共同参画に関	する申出等			• • •	• •	15
第11 春日井市男女共同	参画審議会		• • • •		• •	16
参考資料						
春日井市男女共同参	画懇話会要綱		• • • •		• •	17
春日井市男女共同参	画懇話会委員	名簿・・			• •	19
審議依頼 ・・・・・			• • • •	• • •	• •	20
春日井市男女共同参	画懇話会審議	&経過 · ·			• •	21
「男女共同参画社会	の実現をめさ	ざす条例の制	別定に向け	けてのま	基本	
方向(中間取りまと	め)」に対す	る市民意見	募集につ	いて・		22

豊かで活力ある社会を築いていくうえで、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

平成11年6月には「男女共同参画社会基本法」が制定され、そこでは、 男女共同参画社会の実現が21世紀のわが国の最重要課題と位置づけられるとともに、地方公共団体は国の施策に準じた施策と区域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有することが明記されました。

これを受け、春日井市では、市民一人ひとりが「個」として尊重され、 のびやかな生活を送ることができる男女共同参画社会の実現をめざし、 平成14年3月に「かすがい男女共同参画プラン」を策定しました。

本年度はさらに、男女共同参画プランの施策推進の実効性をより一層高め、施策を総合的に推進する際の根拠ともなる条例の制定に向けた検討を開始しました。春日井市男女共同参画懇話会は、市長からの審議依頼を受け、条例の基本方向や盛り込むべき内容などについて幅広い観点から審議を重ね、ここに提言として取りまとめました。そして、その過程では、懇話会の審議を公開するとともにより多くの市民の皆様のご意見を提言に反映させるべく市民意見交換会や意見募集を実施いたしました。

提言においては、基本理念はもとより、男女共同参画の実効性を高めるための推進体制の整備をはじめとする基本施策に加え、男女共同参画に関わる施策や女性に関わる人権侵害への意見、相談について、適切に対応することも盛り込んでいます。

この提言をふまえ、市民、事業者、市の総意を反映した男女共同参画推進条例が制定されることを期待いたします。

平成14年12月

春日井市男女共同参画懇話会 座 長 石 田 好 江 「春日井市男女共同参画推進条例」(仮称)が、ふさわしいと考えます。

(考え方)

名称については、「平等参画」と「共同参画」について議論されましたが、すでに「男女共同参画プラン」として計画が策定され、啓発活動をしてきているため、「共同参画」の方が市民にもなじみがあり理解されやすいものと考えます。

また、平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、この法律の下で男女共同参画が推進されることを踏まえ、そのイメージを定着させるためにも「共同参画」のほうが良いと考えます。

さらに、「共同参画」は、個人の個性、能力が十分に発揮される質的に高い水準での男女平等をめざし、男女が協力して推進しなければならない能動的な概念であり、憲法第 14 条の男女平等の実現のみならず、憲法第 13 条の個人の尊厳の実現をもめざしていることからも、より望ましいと考えます。

また、この条例は、基本条例にとどまらず、具体的に施策を推進していくことを目的とするので、「推進条例」がふさわしいと考えます。

【参考 基本法の考え方】

平成11年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」の名称検討の際、これを適当とする理由として、以下の2点を挙げています。

- 1 男女共同参画社会は、男女平等の実現を当然の前提とした上で、さらに、男女が各人の個性に基づいて能力を十分に発揮できる機会を保障することも重要な基本理念としていること。
- 2 男女平等を実質的に実現するためには、公的分野、私的分野を問わず、あらゆる分野における女性の意思決定への参加、すなわち参画が極めて重要であり、この点を強調する必要があること。

(「男女共同参画社会基本法について-男女共同参画を形成するための 基礎的条件づくり-答申」より) 個人の尊重と法の下の平等は日本国憲法にうたわれており、本市においても、その理念にのっとり、国内外の動向を踏まえつつ、女性の地位向上に向けた施策を展開するとともに男女共同参画を推進し、すべての人々が個人として尊重され、性別にとらわれることなくのびやかに暮らせる社会の実現に積極的に取り組んでいます。

しかし、男女の平等をはばむ社会の制度や慣行とそれを支える固定的な性別役割分担意識は依然として存在し、社会のさまざまな活動における男女の共同参画を達成するには、多くの課題が残っています。

こうした状況を踏まえ、心豊かに生き生きと暮らせる春日井を築くには、男女が、これまでの役割にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において対等な構成員として参画できる男女共同参画社会を実現させることが重要です。

21 世紀を迎えた今、男女が平等で互いに自立した人間として尊重され、共に責任を分かち合い、安心と生きがいのある地域社会をめざして、私たちは、男女共同参画を一層推進することを決意し、ここに、この条例を制定します。

(考え方)

この条例制定の経緯、現状認識、めざす方向などを示し、市として男 女共同参画社会を実現するための施策をより一層推進する決意を表明す るため、前文を置く必要があると考えます。

第3目的

この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(考え方)

条例制定の目的は、男女共同参画を推進するための基本理念、市・市民・事業者の責務、施策の基本的事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進し、地域社会を構成するすべての主体が自らの意思と相互の協力により、男女共同参画社会を実現することにあります。

この条例において次の用語について定義することが必要です。

1 男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

2 積極的改善措置

1に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいいます。

(考え方)

この条例で、用いられる重要な用語の意義を定めるものです。基本法においても定義されており、原則として同じ定義内容とすることにより、用語の統一を図るものです。

1 「男女共同参画」とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの 意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保 される」ことで、結果だけではなく機会が平等に確保され、「男女が均 等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、か つ、共に責任を担うこと」をいいます。

「参画」とは、単に構成員になることで足りると解されやすい「参加」と異なり、企画、立案、方針決定の過程を含めて、主体的にかかわることで、「参画」には「責任」も伴います。

2 「積極的改善措置」とは、これまでの性別による差別や固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行等があったことなどにより、社会における活動に参画する機会に関して、男女間に格差がある場合に、その格差を改善して実質的な機会の平等を確保するために、必要な範囲内において、一方に対して、機会を積極的に提供することをいいます。

男女共同参画の推進は、次に掲げる事項が、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において推進されることを基本理念として行われなければなりません。

- 1 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による 差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機 会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- 2 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を 反映して、男女共同参画の推進を阻害するおそれがあることから、 社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選 択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- 3 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の 団体における方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保 されること。
- 4 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、 家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動とを両 立できるように配慮されること。
- 5 男女共同参画の推進に向けた取組は、世界的視野の下に行われる こと。

(考え方)

この項目では、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進するために 必要な5つの基本理念を定めています。

基本理念は、男女共同参画社会の実現をめざして、本市のあるべき姿を表したもので、市、市民及び事業者の責務を果たす上で基本となる考え方です。

1 「男女の人権」の尊重という観点から、その内容を個人の尊厳、男 女平等、個人の能力の発揮として明確化したものです。

憲法では、男女平等がうたわれていますが、実際には男女が性別により差別的な取扱いを受けたり、能力を発揮する機会が与えられなかったり、自らの意思で選択することが困難であったりする場合などがあります。人権尊重からも、一人ひとりが自分の個性と能力を十分に

発揮できることが必要であり、その機会が男女ともに確保されることが大切です。

- 2 社会における制度や慣行のなかには、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担などが反映されると、結果として個人の生き方や活動の自由な選択を妨げ、男女共同参画の推進を阻害する要因となる恐れがあります。そのため、男女共同参画の推進に当たっては、社会制度や慣行の及ぼす影響に配慮することが求められています。
- 3 男女共同参画社会を実現するには、各分野における方針の企画・立 案から決定・実施に至るまでの過程に男女が共に参画できる機会を確 保する必要があります。

地方公共団体など公的な機関だけでなく、企業、労働組合、経営者団体、協同組合、自治会、老人会、PTAなど、様々な機関や団体においても方針の立案及び決定の場に男女が参画することが求められています。

4 現在、家事、育児、家族の介護等、家庭生活における活動の多くを 女性が担っているという状況があります。共働き世帯でも、男性の育 児・家事・介護等の時間は極めて短時間であるという調査結果もあり ます。

男女共同参画社会を実現するには、家族を構成する男女が相互に協力するとともに、社会の支援を受けながら、家庭生活と働くこと、学校に通うこと、地域活動などとの両立を図るようにすることが重要です。

5 男女共同参画の推進は、世界女性会議をはじめとして、国際社会の 取組と連動して進められてきました。

この取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることに 留意し、世界的視野の下に行われることが大切です。 男女共同参画の推進は、行政における推進のみで達成されるものではなく、広く一般社会における推進が重要であることから、市、市民、事業者の責務を示すことが必要です。

1 市の責務

- (1) 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策 (以下、積極的改善措置を含みます。)を総合的に策定し、実施す る責務を有します。
- (2) 市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら協力して男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 市民の責務

- (1) 市民は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければなりません。
- (2) 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

3 事業者の責務

- (1) 事業者は、その事業活動に関して、基本理念にのっとり、男女 共同参画の推進に努めなければなりません。
- (2) 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(考え方)

男女共同参画社会の実現には、市のみではなく、市民、事業者における取組も必要であることから、3者の責務について明確にし、特に市については率先して推進していくことが必要です。そのため、市、市民、事業者の順に責務を定めています。

1 市の責務

市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施し、関係機関と連携を図りながら、協力して男女共同参画に関する施策を推進するものとします。

なお、男女共同参画の推進に関する施策には「積極的改善措置」が 含まれます。

2 市民の責務

市民とは、市内に在住、在勤、在学する者及び春日井市を活動拠点としている者をいい国籍を問いません。

男女共同参画社会の実現のためには、言うまでもなく市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であることから、市民の主体的な取組を期待し、努力義務規定としています。

3 事業者の責務

事業者とは、市内で事業活動を行うものをいい、法人・個人事業主、 営利・非営利を問わず、企業・公益法人・団体等事業活動をするもの 全てを含みます。

男女共同参画の推進は、事業者の立場からの協力も不可欠であることから、事業者の主体的な取組を期待して、市民の責務と同様に努力義務規定としています。

何人も、男女共同参画を阻害する次の行為を行ってはなりません。

- 1 性別による差別的取扱い
- 2 セクシュアル・ハラスメント (性的な言動によりその言動を受けた個人の生活環境を害すること、又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいいます。)
- 3 ドメスティック・バイオレンス (配偶者等に対する暴力その他の 心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。)

(考え方)

男女共同参画の推進において、男女が互いにその人権を尊重することは最も大切なことです。そのため、人権侵害につながる性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスを男女共同参画を阻害する行為として禁止するものです。

- 1 性別による差別的取扱いとは、差別の意図のあるなしに関係なく、 結果として性差別となるものを含みます。
- 2 「改正雇用機会均等法」におけるセクシュアル・ハラスメントは、 職場での言動を対象としていますが、この条例では、学校や地域活 動などあらゆる分野におけるものを含んでいます。
- 3 DV防止法での「配偶者からの暴力」とは、「配偶者(内縁関係を 含みます。)からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に 危害を及ぼすもの」と規定していますが、さらに条例では範囲を広 げ、恋人等親しい関係にある者への性的暴力及び精神的暴力等心身 に有害な影響を及ぼす言動も暴力と捉え、禁止事項としています。

近年、社会的な問題として顕在化してきた夫や恋人等男性から女性に対する暴力は、違法行為であるにもかかわらず、家庭内のこととして、被害女性が正当な法的保護を受けることができず、深刻な危険にさらされている現状を踏まえ、禁止事項とする必要があります。

第8 公衆に表示する情報への配慮

何人も、公衆に広く表示する情報において、その情報が社会に及ぼす影響にかんがみ、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力を正当化し、助長する表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければなりません。

(考え方)

新聞、テレビ、ポスターなど公衆に表示される情報は、一般に大きな影響を与えています。この影響の大きさを考慮すると、性別による固定的な役割分担及び男女間における暴力などを正当化したり、助長する表現や過度の性的な表現は、規制されなければなりません。しかし、その規制については、表現の自由に対する配慮が必要なため、努力義務にとどめています。

1 基本計画の策定

- (1) 市長は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための 基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を策定しなければ なりません。
- (2) 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ春日井市男女共同参画審議会の意見を聴かなければなりません。
- (3) 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとします。
- (4) 市長は、基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければなりません。
- (5) 前3項の規定は、基本計画の変更について準用します。
- 2 施策の策定に当たっての配慮

市は、男女共同参画の推進に関する施策のみならず、結果的に男 女共同参画に影響があると考えられる施策を策定し、実施するに当 たっては、男女共同参画の推進について配慮しなければなりません。

- 3 参画機会の拡大及び積極的改善措置
 - (1) 市は、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女間に参画する機会に格差が生じている場合、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとします。
 - (2) 市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、できる限り男女の均衡を図るよう努めなければなりません。
- 4 市民及び事業者の理解を深めるための措置

市は、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるため、 広報活動等を行うとともに学校教育、社会教育その他のあらゆる分 野の教育における男女共同参画に関する教育及び学習を促進するた めの必要な措置を講ずるものとします。

5 市民及び事業者の活動に対する支援

市は、市民及び事業者が実施する男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供その他の必要な措置を講ずるように努

めるものとします。

6 調査研究

市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとします。

7 推進体制の整備

市は、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとします。

8 実施状況の公表

市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

(考え方)

1 男女共同参画社会を実現するための施策は、総合的かつ計画的に推進する必要があるので、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を市長が定めることとします。策定及び変更に当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴くこと、市民及び事業者の意見を反映することができるようにすること、基本計画を策定したときはこれを公表すること、としています。

この条例が制定された後には、条例に基づいた基本計画が策定される必要がありますが、当面は、平成14年3月に策定された「かすがい男女共同参画プラン」をこの条例で定める基本計画とみなすこととします。

- 2 市は、男女共同参画を直接的に推進する施策だけでなく、男女共同 参画に間接的に影響があると考えられる施策についても、男女共同参 画の視点を踏まえて、取り組むこととします。
- 3 市は、社会のあらゆる分野において、政策等の立案及び決定への参画において、男女間に格差が生じている場合には、市民及び事業者と協力して、積極的に格差を改善するよう努めるものとします。

さらに、市において審議会委員等を委嘱し、又は任用する場合には、 できる限り男女の均衡を図るよう努めることとします。なお、現行の 「かすがい男女共同参画プラン」においては、審議会への女性委員比 率を 30%にすることを目標に掲げています。

4 人々の意識の中に長い時間をかけて形成された性別に基づく固定的な役割分担意識が男女共同参画の推進の障害になっていることを踏ま

え、男女共同参画に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動や各種講演会などを行うとともに学校教育、社会教育、家庭教育その他のあらゆる分野における男女共同参画に関する教育、学習の重要性を考慮して、男女共同参画を育む教育及び学習を促進するための必要な措置を講ずるものとします。

- 5 男女共同参画の推進に向けて、市民及び事業者が行う男女共同参画 の取組及び活動を支援するため、各種資料や人材情報の提供など、必 要な措置を講ずるように努めるものとします。
- 6 男女共同参画に関する施策を策定し、実施するには、国内外の動向、 他都市の状況、市内の実態、市民の意識などを的確に把握し、施策へ 反映させることが重要であり、市が調査及び研究を行うこととします。
- 7 市が責任を持って男女共同参画を推進するための施策を進め、市、 市民、事業者が協力していくための推進体制を整備するものです。
- 8 男女共同参画を効果的に推進するため、基本計画に基づいた施策の 実施状況に関する報告書を作成し、市民及び事業者に対して、毎年度、 公表することとして、男女共同参画社会の実現に向けた理解と協力を 深めようとするものです。

- 1 市が実施する施策に対する申出
 - (1) 市民及び事業者は、市長に対し、市が実施する男女共同参画の 推進に関する施策及び男女共同参画に影響を及ぼすと認められる 施策についての意見を申し出ることができます。
 - (2) 市長は、市が実施する施策に対する意見の申出があったときは、春日井市男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めるものとします。
- 2 男女共同参画を阻害する要因に係る相談

市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する要因によって、人権が侵害された場合における市民及び事業者の相談に対応するものとし、解決に向けて関係機関などと連携を図り、必要な措置を講ずるものとします。

(考え方)

1 男女共同参画を推進するには、市が実施する施策に対して、市民、 事業者が男女共同参画の視点から意見を申し出ることは重要であり、 市長への申出について定めています。

そして、市長は意見の申出があったときは、審議会に報告するとと もに、適切に処理することとしています。

2 市は、性別に基づく差別などによって人権が侵害された場合、解決 に向けて関係機関などと連携をとりながら、被害者の相談に応じ、必 要な措置を講ずるものとします。

第 11 春日井市男女共同参画審議会

- 1 市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の 推進に関する重要事項を調査審議するため、春日井市男女共同参画審 議会(以下「審議会」といいます。)を置きます。
- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び市の施 策に対する申出により報告のあった事項について調査審議し、市長に 意見を述べることができます。
- 3 審議会は、市長が、委嘱する委員 15 人以内でもって組織し委員の 一部は公募します。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないものとします。
- 5 委員の任期は2年とします。

(考え方)

基本計画の策定・変更や施策の実施状況の報告について意見を述べたり、市が実施する施策に対する申出により報告のあった事項について調査審議する「春日井市男女共同参画審議会」を設置します。現在ある「懇話会」を市の附属機関である「審議会」と位置付け、審議するだけでなく、調査し、必要な意見を述べるなど権限を強化するものです。

参考資料

春日井市男女共同参画懇話会要綱 春日井市男女共同参画懇話会委員名簿 審議依頼

春日井市男女共同参画懇話会審議経過

「男女共同参画社会の実現をめざす条例の制定に向けての基本方向」(中間取りまとめ)に対する市民意見募集について

春日井市男女共同参画懇話会要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の推進を図るため、春日井市男 女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 懇話会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 男女共同参画社会の施策に関すること。
 - (2) その他男女共同参画社会の推進に関すること。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項(組織)
- 第3条 懇話会は、委員15名以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 公共団体等の代表者又は推薦を受けた者
 - (3) 公募による市民
 - (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項ただし書は、前条第2項第3号の委員には適用しない。 (座長の職務)
- 第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選により定める。
- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する 委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 座長は、委員会を招集し、会議の議長となる。
- 2 懇話会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(部会)

- 第7条 懇話会に、専門的事項について調査審議するため、部会を置く ことができる。
- 2 部会の委員は、懇話会の委員のうちから座長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会の会議については、前条の規定を準用する。 (庶務)
- 第8条 懇話会の庶務は、市民経済部青少年女性課において処理する。 (委任)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、座長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

春日井市男女共同参画懇話会委員名簿

		氏	名		役 職 等
0	石	田	好	江	愛知淑徳大学教授
	稲	垣	利	正	公募委員
	河	添美	美 美	子	公募委員
	纐	纈	利	樹	連合愛知尾張中地域協議会副代表
	五.	島	和	江	かすがい女性連盟代表理事
0	沢	登	文	治	南山大学助教授
	林		伸	行	春日井市小中学校 P T A 連絡協議会長
	松	田	照	美	愛知女子短期大学講師
	松	本	能	子	愛知県男女共同参画社会支援セミナー修了者
	村	瀬	桃	子	弁護士

(五十音順)

◎:座長

〇:副座長

春日井市男女共同参画懇話会座長 様

春日井市長 鵜 飼 一 郎

春日井市男女共同参画懇話会における審議事項について(依頼)

春日井市男女共同参画懇話会における審議事項について、次のとおり審議をお願いします。

1 審議テーマ

男女共同参画社会の形成を総合的に推進する条例の基本方向について

2 審議内容

本市では、市民一人ひとりが「個」として尊重され、のびやかな生活を送ることができる男女共同参画社会の実現をめざし、「かすがい男女共同参画プラン」を策定しました。この男女共同参画プランの施策の推進の実効性をより一層高め、継続性のあるものとするとともに、施策を総合的に推進する際の根拠ともなる条例の制定にあたり、盛り込むべき事項等条例の基本方向について、審議をお願いするものです。

3 審議期間

平成14年6月27日から平成15年3月31日まで

春日井市男女共同参画懇話会審議経過

月日	会議名・場所	審議内容
平成 14 年 6 月 27 日(木)	第1回懇話会 行政委員会室	・委嘱状の交付、審議依頼 ・座長、副座長の選出 ・男女共同参画に関する条例の制定 について ・今後の主なスケジュールについて
平成 14 年 7 月 18 日(木)	第1回調整会第3委員会室	・男女共同参画社会の形成に関わる条例の制定について
平成 14 年 8 月 22 日(木)	第2回懇話会 行政委員会室	・男女共同参画に関する条例に盛り 込むべき事項について
平成 14 年 9 月 19 日(木)	第3回懇話会 行政委員会室	・条例の制定に向けての基本方向「中間取りまとめ」(案)について ・市民意見募集について
平成 14 年 9 月 24 日(火)	第2回調整会研修室	・条例の制定に向けての基本方向「中間取りまとめ」(案)について ・市民意見募集(はるか)について
平成 14 年 10 月 23 日(水)	第3回調整会 研修室	・ 市民意見交換会について ・ 条例の制定に向けての基本方向 「中間取りまとめ」について
平成 14 年 11 月 14 日(木)	第 4 回調整会 9 0 2 会議室	・「中間取りまとめ」に対する市民意見募集について ・条例制定に向けての提言案について
平成 14 年 11 月 28 日(木)	第4回懇話会 研修室	・「中間取りまとめ」に対する市民意 見募集について ・条例制定に向けての提言案につい て
平成 14 年 12 月 11 日(水)	第5回懇話会 行政委員会室	・条例制定に向けての提言案につい て ・市長への提言

○全体会 5回 ○調整会 4回

※市民意見交換会 平成 14年 10月 27日 (日) レディヤンかすがい

「男女共同参画社会の実現をめざす条例の制定に向けての基本方向」 (中間取りまとめ)に対する市民意見募集について

1 市民意見募集

- (1) 募集期間 平成 14 年 10 月 11 日 (金) ~10 月 31 日 (木)
- (2) 募集方法 かすがい女性情報紙「はるか」の全戸配付やホームページ及び各 ふれあいセンター等公共施設において、中間取りまとめを公表し、 Eメール、ファックス、郵便等で意見を募集しました。

2 市民意見交換会

- (1) とき 平成14年10月27日(日) 午前10時から
- (2) ところ レディヤンかすがい A・Bホール
- (3) 参加者 52名

3 市民意見集計表

- (1) 意見総数 79件
- (2) 性別等内訳 女性 30名、男性 5名、団体 1
- (3) 項目別内訳

	項目	意見募集	意見交換会	合計
1	条例の名称について	1 0	0	1 0
2	前文	6	0	6
3	目的	1	0	1
4	定義	3	0	3
5	基本理念	6	1	7
6	責務	3	1	4
7	男女共同参画を阻害する行為の禁止	4	0	4
8	公衆に表示する情報への配慮	1	0	1
9	基本計画の策定及びその他の基本施策	4	3	7
10	男女共同参画に関する申出等	7	2	9
11	春日井市男女共同参画審議会	3	0	3
12	その他(全体を含む。)	1 1	1 3	2 4
	<u> </u>	5 9	2 0	7 9